

四日市市指定暑熱避難施設指定基準

1 目的

気候変動の影響などで、市内においても熱中症による死亡者が発生している。気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき、暑さを一時的にしのが場所として、公共施設及び民間施設を指定暑熱避難施設として指定し、広く開放することで市民等の熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

2 法に基づく整理

気候変動適応法第二十一条に基づく指定暑熱避難施設として、四日市市長が指定する。

3 指定基準について

環境省が策定した「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（以下、手引きという。）」に基づき、施設管理者からの申し出があった際、次の基準をすべて満たす施設を指定することとする。

- 一 適当な冷房設備を有すること。
- 二 椅子などの適切な休息が取れる空間を確保できること。
- 三 三重県に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
- 四 指定暑熱避難施設の開放について、開放する日及び時間帯、受け入れ可能人数などを事前に公表できること。
- 五 指定暑熱避難施設に指定された際、施設の出入り口などに指定施設であることを掲示できること。
- 六 本市以外の者が管理者である場合、本市と指定暑熱避難施設に関する協定を締結することができること。

4 運用について

本基準は、令和 6 年 5 月 17 日から運用する。